

接続料の算定等に関する研究会

第五次報告書

骨子（案）

目次

第1章 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証	1
1. 検証の経緯	1
2. 光サービス卸における卸料金の検証	3
(1) 検証の結果	3
(2) 主な意見	5
(3) 考え方	5
3. モバイル音声卸料金の検証	6
(1) 検証の結果	6
(2) 主な意見	9
(3) 考え方	18
第2章 フレキシブルファイバに求められる対応	21
(1) 検討の経緯	21
(2) 主な意見	21
(3) 考え方	21
第3章 5G(SA方式)時代におけるネットワーク機能開放	22
(1) 検討の経緯	22
(2) 主な意見	22
(3) 考え方	22
第4章 携帯電話料金と接続料等の関係	23
(1) 検討の経緯	23
(2) 主な意見	25
(3) 考え方	28
第5章 接続料算定の適正化	31
(1) 検討の経緯	31
(2) 主な意見	31
(3) 考え方	31

1 第1章 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証

3 1. 検証の経緯

4 電気通信事業者が電気通信役務の提供に当たって他の電気通信事業者の設備を
5 利用する場合には、主に「接続」と「卸電気通信役務」(以下「卸役務」という。)による
6 利用形態が存在し、近年、東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」という。)及
7 び西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」という。以下「NTT 東日本及びNTT
8 西日本」を「NTT 東日本・西日本」という。)の第一種指定電気通信設備を用いた光回
9 線の卸売サービスやMNOの第二種指定電気通信設備を用いたMVNOへの音声卸
10 役務提供等、「卸役務」の形態による提供が拡大している。

11 そのような中で、従来は第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備
12 (以下「指定設備」という。)について、指定設備を設置する事業者以外の電気通信事
13 業者(以下「他事業者」という。)の事業展開上、不可欠性や優位性を有することから、
14 同設備の利用に当たっては、料金等の提供条件について厳格なルールが適用される
15 「接続」と、原則非規制の「卸役務」の形態が並立することにより、提供条件等の適正
16 性確保と柔軟な設備利用のバランスが図られてきた。

17 しかしながら、他事業者からこれらの指定設備を用いた卸役務(以下「指定設備卸
18 役務」という。)の料金の適正性について、累次の課題が指摘されるなど、制度に期待
19 された適切なバランスが図られていない事態が生じていた。

20 これを踏まえ、本研究会の第四次報告書では、接続による代替が実質的に困難な
21 おそれがある指定設備を用いた卸役務について、「接続」と「卸役務」の代替性に関す
22 る検証を実施し、代替性が不十分な卸役務については、その卸料金の適正性を検証
23 することが必要である旨の提言を行った。

24 この提言を受け、総務省において「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関す
25 るガイドライン」(2020年9月)(以下「本ガイドライン」という。)が策定されたところである。
26 本ガイドラインでは、まず検証ステップ①として、卸先事業者からみた指定設備卸役務
27 の接続による代替性という観点で検証するものとし、以下の点を総合的に評価する。

28

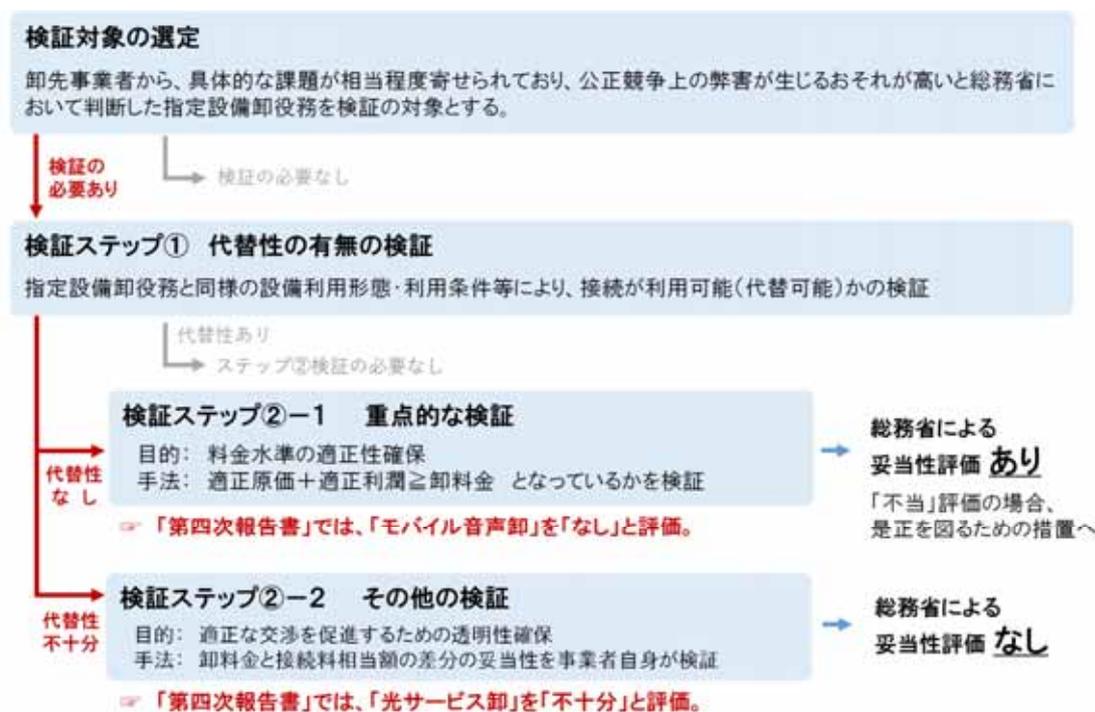
- 29 a) 卸先事業者にとって、接続により、指定設備卸役務において用いられる
30 電気通信設備と同等の電気通信設備が、同様の設備利用形態・利用条件
31 で利用可能か。
- 32 b) 卸先事業者にとって、接続を利用することにより、指定設備卸役務によ
33 って提供する役務と同様の役務をエンドユーザに提供可能か。
- 34 c) 指定設備卸役務の提供料金や条件から、関連する接続機能の存在が卸契

35 約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか。
36 d) その他接続による代替について考慮すべき事由はあるか。

37

38 検証ステップ①において、接続による代替性がないと評価された卸役務については、
39 検証ステップ②-1の「重点的な検証¹」及び「時系列検証²」、代替性が不十分とされた
40 卸役務については、検証ステップ②-2の「その他の検証³」及び「時系列検証」の対
41 象となる。

42



43

※ 「接続料」「卸料金」等に関する時系列検証は、ステップ②に進んだ指定設備卸役務全てを対象に実施

44

(出所) 接続料の算定等に関する研究会(第42回)資料42-2(令和3年2月24日)を基に作成

45

【図1-1 ガイドラインに基づく検証スキームの概要】

46

47

総務省では、第四次報告書における本研究会からの提言を踏まえ、NTT 東日本・

¹ a)[能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた額]が、b)[卸料金]を下回らないものであるか否かを検証する。指定設備卸役務を提供する社において、上記a)及びb)を算定し、算定根拠とともに総務省に報告し、総務省は、報告に基づき、a)及びb)の算定の適正性を検証し、a)がb)を下回らないものであるか否かを検証する。

² 「接続料相当額」、「卸料金の額」、「小売料金の額」について、直近3年間の額を時系列で比較し、コストの変動が適切に卸料金に反映されているか、反映されていない場合には、どのような事由があるかについて、指定設備卸役務を提供する社自ら検証し、検証結果を総務省に報告する。

³ 「接続料相当額」を算定し、「卸料金」の差分において回収しようとしている費用項目について、指定設備卸役務を提供する社において差分の妥当性を自ら検証して総務省に検証結果を報告する。

48 西日本の「光サービス卸」については代替性が不十分であり、「その他の検証」及び
49 「時系列検証」の対象、NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンクの「モバイル音声卸」について
50 は代替性がなく、「重点的な検証」及び「時系列検証」の対象として、本ガイドラインに
51 基づき、それぞれの指定設備卸役務を提供する社に対して通知を行った。

52 本研究会では、当該通知を受けた社の対応について、総務省から報告を受け、検
53 討を行ったものである。

54

55 2. 光サービス卸における卸料金の検証

56 (1) 検証の結果

57 2021年2月24日に実施された第42回研究会において、NTT東日本・西日本が本ガ
58 イドラインに基づき検証した「その他の検証」及び「時系列検証」の結果について総務
59 省から報告が行われた。

60

61 <その他の検証の結果>

62 本検証では、「卸料金」と「接続料相当額」の差分において回収しようとしている費用
63 項目について、NTT東日本・西日本において差分の妥当性を自ら検証。

64 NTT東日本・西日本からは当該差分において回収しようとしている費用項目につい
65 て、①光サービス卸の運営に係るコスト及び②卸先事業者の支援に係るコストの具体
66 的な費用項目を示した上で、①と②の合計の概算額と、卸料金と接続料相当額の差
67 分(2019年度の卸料金と接続料相当額との差額は、卸料金に対して概ね3割程度)を
68 比較した結果が示されるとともに、卸提供のためのシステム開発、卸先事業者からの
69 要望への対応等を踏まえると、NTT東日本・西日本はそれぞれ当該差分について妥
70 当であるとの自己評価の結果が報告された。

71

①光サービス卸の運営に係るコスト

(1)注文受付(主にシステムコスト・人件費)

- 【定常業務】卸先事業者より受注したサービスに関する注文内容確認 等
- 【個別対応等にて発生する業務】注文内容の修正対応(卸先事業者へ個別連絡) 等
- 【有事等の際における対応】卸先事業者のシステムトラブル発生時における、罹障範囲の確認及び復旧対応

(2)契約管理(主にシステムコスト・人件費)

- 【定常業務】契約情報の管理(契約者名、設置場所、連絡先、付加サービス、オーダー履歴等) 等
- 【個別対応等にて発生する業務】卸先事業者の契約情報の変更(契約者名、設置場所等) 等
- 【有事等の際における対応】自然災害発生時における減免対象ユーザー等の特定・管理または解除 等

(3)料金請求(主にシステムコスト・人件費)

- 【定常業務】月次での卸先事業者毎の卸料金計算、請求書・請求内訳発行、収納管理 等
- 【個別対応等にて発生する業務】未納・支払遅延の卸先事業者への対応(督促、分割等)
- 【有事等の際における対応】卸先事業者が被災した際の減免処理、支払期限延長等の対応 等

(4)問合せ対応(主に人件費)

- 【定常業務】卸先事業者向けサポートセンタの運営(ポータルサイトの使い方、システムの設定・入力方法等) 等
- 【個別対応等にて発生する業務】卸先事業者からの依頼に基づくデータ抽出・提供 等
- 【有事等の際における対応】本人へのなりすましへの対処(お客様からの契約内容確認→当社プレッツ光への戻し対応)

(5)開発・企画(主に人件費)

- 【定常業務】新たなサービス卸の検討(プレッツ光ライトプラス、卸先事業者の要望に応じたサービスメニュー等) 等
- 【個別対応等にて発生する業務】法令改正に伴う卸先事業者対応 等
- 【有事等の際における対応】自然災害発生時の罹災状況の管理・報告

②光サービス卸の卸先事業者の支援に係るコスト

(1)卸先事業者向け支援(主に人件費)

- 【定常業務】面的な地域の卸先事業者のビジネス支援(トークスクリプト作成支援、販売促進チラシの雛形提供等) 等
- 【有事等の際における対応】卸先事業者の不適切営業が発覚した場合のヒアリング・是正対応 等

(2)奨励金(光サービス・付加サービス)

光回線、及び付加サービスの新規販売、付加サービスとのセット販売に対して奨励金を設定

(3)割引(工事費)

光サービスの移転工事費割引 等

72

73

(出所)接続料の算定等に関する研究会(第42回)資料42-2(令和3年2月24日)を基に作成

74

【図1-2 その他の検証でNTT東日本・西日本から示された費用項目の概要】

75

76

<時系列検証の結果>

77

本検証では、「接続料相当額」、「卸料金の額」、「小売料金の額」について、直近3年間の額を時系列で比較し、コストの変動が適切に卸料金に反映されているか、反映されていない場合には、どのような事由があるかについて、NTT東日本・西日本において自ら検証。

78

79

80

81

NTT東日本・西日本からは卸料金について、2019年度までに二度に亘り値下げを実施しており、「接続料相当額」と「卸料金」の低減額は近似している旨の報告がされるとともに、卸料金については、需要動向、競争状況、市場価格等の市場環境等、コスト以外の様々な要素も勘案して決定しており、2017年度～2019年度におけるコストの変動と卸料金の関係はNTT東日本・西日本それぞれ適当との自己評価の結果が報告された。

82

83

84

85

86

87

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、将来の不透明度が増している中で、社会全体の動きに合わせた卸先事業者の要望への対応が必要となっているものの、2019年度と同額としている2020年度の卸料金についてもNTT東日本、西日本それぞれ適当と自己評価するとともに、今後、市場環境等を踏まえた卸料金の追加値下げについても検討している旨の報告がされた。

88

89

90

91

92

93 (2) 主な意見

94 光サービス卸についての本ガイドラインに基づく検証結果について構成員から以下
95 の意見があった。

96

97 ・「その他の検証」で、費用項目が、詳細に出ており良いこと。通常物流における卸と
98 小売の間でも、最近ではこのようなメニュープライシングのような形で交渉することが
99 行われているので、非常に重要。

100 ・時系列検証において、2020年度の接続料相当額の下げ幅が大きくなっているのに
101 対して、卸料金が変わっておらずリンクが取れていない。卸と小売料金、卸と接続の
102 リンクが思ったほどうまくいっておらず、接続料が下がっているのに卸料金が高止ま
103 りしており、リンクしていないとすれば、この代替性があまりないと言える。

104

105 これに対して、NTT東日本・西日本からは、卸役務に特化した要素があるので接続
106 料が下がったことが必ずしも卸料金に反映されるわけではない旨及び卸料金の値下
107 げを検討していきたい旨の説明があった。さらに、第44回研究会で示された、構成員
108 からの追加質問への回答において、NTT東日本・西日本から、2021年7月に卸料金の
109 値下げを実施する旨についても説明が行われた。

110

111 (3) 考え方

112 今回の検証により、NTT東日本・西日本において、費用項目や卸料金と接続料相
113 当額との差額が示されたことで透明性の向上に寄与したと考えられる。また、検証を踏
114 まえ、卸料金の引下げが実施されることで、接続料相当額と卸料金の差額については、
115 拡大が抑えられることが期待される。

116 一方で、2021年度の加入光ファイバに係る接続料は、2020年度と比較して、例えば
117 主端末回線部分についてNTT東日本は113円、NTT西日本においては141円引下げ
118 が行われるなど、引き続き減少傾向であるため、特段の卸料金の引下げが行われな
119 い場合には、基本的には卸料金と接続料相当額の乖離は大きくなっていくものと考え
120 られる。

121 引き続き、NTT東日本・西日本においては、本ガイドラインに定める検証ステップ①
122 の検証結果により、本ガイドラインに定める検証ステップ②の検証が不要となる場合又
123 は検証方法に変更がある場合を除き、2021年以降、毎年11月末までに「その他の検
124 証」及び「時系列検証」を実施し、その検証結果を総務省に報告することとされている
125 ことから、本研究会においてもその検証結果を確認し、必要に応じて、追加的な対応

126 を検討していくことが適当である。

127

128 3. モバイル音声卸料金の検証

129 (1) 検証の結果

130 モバイル音声卸における接続の代替性の再検証

131 モバイル音声卸については、本ガイドラインに基づき、モバイル音声卸が検証の対
132 象である旨の通知を同年10月27日にNTTドコモ、KDDI及びソフトバンク宛に発出した。

133 当該通知においてNTTドコモ、KDDI、ソフトバンクの3社(以下「MNO3社」という。)

134 とも「接続との代替性なし」として重点的な検証の対象となっていたが、本年2月16日

135 にKDDI及びソフトバンクから、同月17日にNTTドコモから、それぞれプレフィックス

136 (00XY)自動付与に係る接続機能の実装の報告があったことから、再度本ガイドライン

137 に基づく代替性の検証(ステップ1)を実施した。

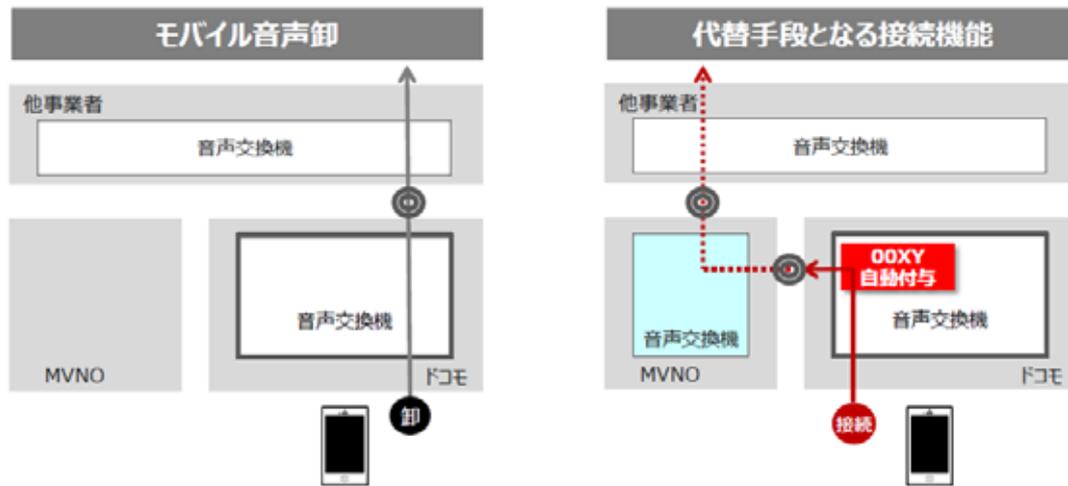
138

139 プレフィックス自動付与に係る接続機能について

140 モバイル音声卸の場合には、それを利用するMVNOが他事業者に対して音声通話
141 を発信すると、MNOの音声交換機を経由して他事業者の音声交換機へと接続するこ
142 ととなり、MNOのネットワークとMVNOのネットワークとの間において、電氣的な接続は
143 行わない。

144 他方、プレフィックス自動付与機能を利用した場合には、MNOの音声交換機にお
145 いて、利用者の契約するMVNOを判別し、当該MVNOが用意する音声交換機に自動
146 的に接続するプレフィックスを付与し、当該MVNOの音声交換機と電氣的な接続を行
147 うこととなる。

148



149

150

(出所)代替性の再検証に関するの情報提供依頼に対するNTTドコモ回答資料を基に作成

151 【図1-3 モバイル音声卸及びプレフィックス自動付与機能による接続の設備利用形態】

152

NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
<接続料> 特定接続契約者(音声) 回線管理機能 :80円/回線・月 課金情報提供機能 :11円/回線・月 通話モード接続機能 :0.041272円/秒 <卸料金> プレフィックス自動付与機能を使用できない通話(緊急通報等)についての利用料	<接続料> 00XY自動接続回線管理機能 :83円/回線・月 00XY自動接続機能 :0.055947円/秒 <卸料金> プレフィックス自動付与機能を使用できない通話(緊急通報等)についての利用料	<接続料> 回線管理機能費 :76円/回線・月 当社発信網接続料 :0.053302円/秒 <卸料金> プレフィックス自動付与機能を使用できない通話(緊急通報等)についての利用料
※ 接続料は検証当時(2021年2月時点)。 ※ 上記以外にMVNOが支払う必要のある主な費用としては、以下の費用が挙げられる。 ・中継交換機等のMVNOの設備調達費用 ・着信事業者における着信接続料		

153

(出所)代替性の再検証に関するの情報提供依頼に対する各社回答資料を基に作成

154 【図1-4 プレフィックス自動付与機能を用いて音声サービスを実現するときの料金等】

155

156 **検証結果の提示**

157 検証の実施に当たり、MNO3社から、プレフィックス自動付与に係る接続機能の実
158 装状況等について、以下のデータ提出を求めた。

159 <本ガイドラインに示すa項目>

- 160 ・モバイル音声卸/接続で用いられる設備利用形態
- 161 ・モバイル音声卸/接続で用いられる設備の利用条件
- 162 ・接続の当事者

163 <本ガイドラインに示すb項目>

- 164 ・接続で提供する役務の範囲
- 165 ・接続に付随する卸役務で提供する役務の範囲及びその卸料金

166 <本ガイドラインに示すc項目>

- 167 ・接続料金
- 168 ・モバイル音声卸料金及び提供条件
- 169 ・モバイル音声卸と接続で料金が異なる場合、その差分で回収するコスト

170

171 これらを用い、a項目(同様の設備利用形態・利用条件で利用可能か)については、
172 設備利用形態はモバイル音声卸とは異なるものの、利用条件は、MNO設備の利用に
173 ついて一定程度同等性が確保されていると考えられるとし、b項目(同様の役務をエン
174 ドユーザに提供可能か)については、モバイル音声卸と提供可能な役務範囲は異なる
175 もの、その差分である緊急通報等についてプレフィックス自動付与機能に付随する
176 卸役務としてコストベースで提供することから、実質的にモバイル音声卸と同等の役務
177 を提供可能であるとし、c項目(接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与してい
178 ると合理的に評価できるか)については、モバイル音声卸料金は接続料金に合理的な
179 範囲の費目を加えたものであり、コストとの連動性が認められることから、接続機能の
180 存在が卸契約交渉の適正化に寄与するとした。

181 他方、これについては、構成員からの意見も踏まえ、設備の利用形態など完全にモ
182 バイル音声卸の代替とならない部分があり、様々な利害関係者から意見を聞くことで
183 議論を深めていくことが必要であることから、a項目及びb項目について意見募集を行
184 った。

185 更にその後、構成員からの意見を踏まえ、MNO、MVNO、中継事業者等に対して、
186 追加的に事実関係等の確認を行った。

187

188 (2) 主な意見

189 事業者からの意見

190

191 パブリックコメントで提出された意見

192 <評価案全体に係るもの>

- 193 • 接続の提供条件が公表されて間もないこともあり、現時点で代替性の評価を行
194 うことは、時期尚早。【テレコムサービス協会、IIJ、オプテージ】
- 195 • 制約的な提供条件がある場合には、代替性があるとの判断はすべきでない。
196 【テレコムサービス協会、オプテージ】
- 197 • MVNOにおいて多様な料金メニューを利用者に魅力的な料金で提供可能とす
198 る水準かどうか等、見直し後の音声卸料金の水準も一定程度評価に加味する
199 ことが適当。【テレコムサービス協会、オプテージ】
- 200 • MVNOとの協議結果等について一定期間経過後に二種指定事業者に報告を
201 求め、その報告を元に代替性を再評価することを要望。【テレコムサービス協会、
202 オプテージ】
- 203 • 現時点で認識し得ない課題が生じていないか、それが公正競争上の弊害を生
204 んでいないかを、ガイドラインに則り継続的に確認していくことが必要。【テレコ
205 ムサービス協会、オプテージ】
- 206 • 今後、卸契約交渉が進展し、継続的に音声卸料金が引き下げられていることが
207 確認できて初めて代替性を評価すべきであり、現時点で評価は時期尚早。特
208 に中継事業に係るコスト引き下げが重要であることから、中継事業市場の透明
209 化の進展が求められる。【日本通信】
- 210 • IMS基盤を利用した接続による音声通話サービスの提供の実現を目指すべき
211 である。【日本通信】
- 212 • プレフィックス自動付与機能は本来の接続ではないが、評価の観点a)、b)につ
213 いて、現時点ではコストを下げる点では評価できる。【TOKAIコミュニケーション
214 ズ】
- 215 • 他方で中継電話事業者の料金・手続等にMVNOが大きく左右されることになり、
216 将来にわたってMVNOが競争力を維持できるか、何かしらの評価・検証が必要
217 であり、継続的な検証を行っていただくことを希望。【TOKAIコミュニケーション
218 ズ】
- 219 • プレフィックス自動付与機能によって、モバイル音声卸の実質的かつ代替的な
220 選択肢を提供出来ており、接続による代替性は十分に確保されている。【NTTド
221 コモ】
- 222 • 音声卸料金の見直しにより、モバイル音声卸を能動的に利用したいとする

- 223 MVNOが複数存在。【NTTドコモ】
- 224 • プレフィックス自動付与機能は、MVNOの意見を踏まえ、MVNOの負担が限りなく小さくなる方式として提案したものであり、今後、MVNOからIMS接続等の要望
- 225
- 226 があれば、真摯に協議に応ずる。【NTTドコモ】
- 227 • プレフィックス自動付与機能によりモバイル音声卸と同様のサービスを提供可能であり、プレフィックス自動付与機能の存在に起因して現に契約交渉の適正
- 228
- 229 化に寄与していることを踏まえ、プレフィックス自動付与機能は代替性があると合理的に評価できる。【KDDI】
- 230
- 231
- 232 <評価の観点 a)に係るもの>
- 233 • プレフィックス自動付与機能は、モバイル音声卸と設備利用形態は異なるが、
- 234 二種指定設備の利用との間に一定の同等性が確保されており、技術面
- 235 (VoLTE対応、網間接続等)、制度面(電気通信番号、緊急通報機関接続、MNP等)、経済負担面(フルMVNO化、IMS設置等)の課題があるIMS接続と比較して、当面の接続形態として現実的であり評価できる。【テレコムサービス協会、IIJ、オプテージ、フリービット、NTTコミュニケーションズ、TOKAIコミュニケーションズ、ソニーネットワークコミュニケーションズスマートプラットフォーム】
- 236
- 237
- 238
- 239
- 240 • プレフィックス自動付与機能は、中継事業用設備の存在及びSIM交換の必要性を踏まえると、モバイル音声卸と同様の設備利用形態・利用条件で利用できない。【日本通信】
- 241
- 242
- 243 • プレフィックス自動付与機能では、MVNOは着信接続料を得ることができないため、MVNOに一方的なコスト負担を強いるものである。【日本通信】
- 244
- 245 • プレフィックス自動付与機能には、SIMの交換を要すると説明されている。SIM交換はエンドユーザの利便性を著しく損なうものであり、MVNOから顧客を流出させる要因となる。【日本通信】
- 246
- 247
- 248 • プレフィックス自動付与機能は、モバイル音声卸の設備利用形態とは異なるものの、二種指定設備の利用について一定程度の同等性が確保されており、その他の接続形態と比べても最善かつ現実的。【KDDI、ソフトバンク】
- 249
- 250
- 251 • IMS接続については、MVNO委員会から特に中小規模のMVNOには現実的には困難である旨の意見があり、様々な技術的課題や制度的課題があることから実現が難しいと整理されたものと認識。【KDDI、ソフトバンク】
- 252
- 253
- 254 • IMS接続についてMVNOからの要望があれば真摯に協議に応じる考えだが、様々な課題が想定される。【ソフトバンク】
- 255
- 256
- 257 • <評価の観点 b)に係るもの>
- 258 • プレフィックス自動付与機能に係る緊急通報等がコストベースの卸役務で提供

259 される場合は、中継事業者の中継電話役務等と組み合わせることで、実質的に
260 モバイル音声卸と同様の役務を提供することは可能。【テレコムサービス協会、
261 IJ、オプテージ、NTTコミュニケーションズ、TOKAIコミュニケーションズ、ソニー
262 ネットワークコミュニケーションズスマートプラットフォーム】
263 • プレフィックス自動付与機能と音声卸役務との通話品質の差異は、二種指定事
264 業者のみに帰する課題ではなく、中継事業者や固定通信事業者等との間の接
265 続条件に起因する課題であることから、代替性評価の観点では「同様の役務」
266 の範疇と捉えることが適当。ただし、事業者間で、この課題の解消に向けた努
267 力が行われることが望ましい。【テレコムサービス協会、オプテージ】
268 • 提供条件の制約によって、卸から接続に移行することが困難な場合は、観点d)
269 のみならず観点b)にも適合しないと評価されることが適切。【テレコムサービス
270 協会、オプテージ】
271 • 通話品質の差異やPSTNマイグレーションによる競争環境の変化が、代替性に
272 どのような影響を与えていくのか、中長期的に注視が必要。【IJ】
273 • プレフィックス自動付与機能は、音声卸役務に比して通話品質が劣る可能性が
274 否定できないこと、SIM交換を必要とすること及び海外ローミングによる海外発
275 信の音声通信役務を提供することができないことから、モバイル音声卸と同様
276 の役務をエンドユーザに提供することはできない。【日本通信】
277 • プレフィックス自動付与機能は、モバイル音声卸と提供可能な役務範囲は異な
278 るものの、それに付随する卸役務として緊急通報等を提供しており、実質的に
279 接続でモバイル音声卸と同様の役務を提供することは可能。【KDDI、ソフトバン
280 ク】

281

282 追加質問で提出された意見

283 <プレフィックス自動付与機能をMVNOが利用するの制約的な提供条件>

- 284 • SIM交換は必要無い。【NTTドコモ】
285 • 現時点ではSIM交換が必要。また3G通話はプレフィックス自動付与機能の対
286 象外。【KDDI】
287 • 4G通話のみプレフィックス自動付与機能を利用する場合は、SIM交換不要。た
288 だし、3G通話についてはSIM交換が必要。【ソフトバンク】

289

290 <制約的な提供条件に関する対応策について>。

- 291 • SIM交換を不要とする方法を検討中。3G通話を含めてMVNOへの説明は順次
292 開始。【KDDI】
293 • 既存利用者の一斉切替については、下期に対応可能な見込み。VoLTE対応
294 端末の3G通話の発生確率は小さいため、MVNOに納得してもらえると想定。

- 295 【ソフトバンク】
- 296 • 専用SIMが必要との提示があり、専用SIMが必要となる原因・理由の開示及び
- 297 SIM交換無しで利用可能となるよう早期の改修を希望。3G通話のため専用SIM
- 298 が必要と示され、4G通話についてはSIM交換を不要とする改修予定の提案が
- 299 あった。利用可能開始時期を含め、詳細は今後、検討・交渉を行う予定。
- 300 【MVNO(社名非公表)】
- 301 • SIM交換について改善の提案はない。【MVNO(社名非公表)】
- 302
- 303 <「海外ローミングによる海外発信の音声通話役務を提供できない」ことについて>
- 304 • MVNOからの国際ローミング機能の提供要望に応じて、卸携帯電話サービス契
- 305 約約款に基づき、国際ローミングサービス機能を提供。この国際ローミング機能
- 306 は通信の基本的な機能ではなく、付加的な機能であるため、代替性評価の対
- 307 象には当たらない。【NTTドコモ】
- 308 • 海外ローミングによる海外発信の音声通話役務は、海外事業者の交換設備で
- 309 呼処理を行っており、自社設備を経由しないため、代替性評価の対象に含める
- 310 ことは適切ではない。【KDDI】
- 311 • 卸役務における海外ローミング提供はMVNOからの要望がなく行っておらず、
- 312 プレフィックス自動付与機能との差分が生じないため、代替性評価には影響が
- 313 ない。【ソフトバンク】
- 314 • 多くのMVNOは国内利用者をメインターゲットとしていること、海外展開に注力
- 315 するMVNOは直接契約する海外事業者からSIMカード等を調達することが想定
- 316 されること、MNOもMVNOの通話料と同額の通話料としていることから、影響は
- 317 限定的。また、海外ローミングは、二種指定事業者の設備を用いて提供される
- 318 ものではないため、指定設備卸役務の代替性評価において考慮するべきであ
- 319 るとの考え方はそぐわない。【MVNO委員会】
- 320
- 321 <プレフィックス自動付与機能の実装後、MVNOとの卸交渉の状況>
- 322 • 卸交渉を実施したが、一部は卸を選択し、一部は接続協議を実施。【NTTドコ
- 323 モ、KDDI、ソフトバンク】
- 324
- 325 <プレフィックス自動付与機能と卸役務の差異の説明>
- 326 • サービス仕様及び納期は適切な説明があったが、料金については、卸と接続
- 327 の値差の合理的な理由の説明は無かった。【MVNO(社名非公表)】
- 328 • 料金等について適切なタイミングでの情報提供があった。【MVNO(社名非公
- 329 表)】
- 330 • 接続と卸の差異については、MNOの設備構成等を十分把握できず交渉材料

331 を持ち合わせていないので、確認できず。SIM交換に関する説明には回答に時間
332 を要していることに加え、本来もっと早い段階で情報提供なされるべき。

333 【MVNO(社名非公表)】

334 • プレフィックス自動付与機能の概要の具体的な説明を受けているが、詳細な仕
335 様の説明・交渉は今後行われる予定。【MVNO(社名非公表)】

336 • 接続と卸の料金等の差異について、具体的な説明は無い。【MVNO(社名非公
337 表)】

338 <接続の存在の卸交渉への寄与>

339 • 接続ができたことで卸交渉がしやすくなった事実はあるものの、現時点で最終
340 的な判断をすることは時期尚早。一定期間経過後に客観的かつ適正性のある
341 検証が行われ、実際にどこまで寄与したかを判断することが妥当。【MVNO(社
342 名非公表)】

343 • 接続と並行して卸料金水準見直しの提示があり、接続が導入されたことは卸料
344 金の値下げに大きく寄与。【MVNO(社名非公表)】

345 • 低廉な接続料水準での接続が実現したことで卸交渉に十分寄与。ただし、SIM
346 交換がある場合には卸交渉に寄与しない。【MVNO(社名非公表)】

347 • 卸交渉は今後行われるため、現時点で判断できる状況にない。【MVNO(社名
348 非公表)】

349 • 音声卸の交渉を行っていない。【MVNO(社名非公表)】

350 • プレフィックス自動付与機能の音声通話料金とほぼ同等の卸料金が設定され
351 ており、卸料金を高額な水準に高止まりさせている。【MVNO(社名非公表)】

352 <プレフィックス自動付与機能の通話品質>

353 • プレフィックス自動付与機能による接続の場合はVoLTE通話の対象外となるが、
354 これは他事業者の接続条件に起因する課題であり、代替性評価の観点では卸
355 役務を同様の役務の範囲内と捉えることが適当。【NTTドコモ】

356 • 中継電話の品質については、中継事業者によるが、顧客の利用上支障はない。
357 【KDDI】

358 • 通話品質はMVNOが調達する設備によるが、現に同様の設備構成で行ってい
359 る通話アプリを活用したサービスも普及しており、代替性評価への影響は無い。

360 【ソフトバンク】

361

362 <中継事業市場における公正な競争について>

363 • MNO系列会社以外の中継事業者が複数存在する中でMVNOが選択可能であ
364 り、MVNO自ら中継設備を用意することも可能。また、MNO系列会社の中継事
365 業者間での競争もあり、公正な競争が働いている。累次の制度整備により中継
366 事業に新規参入するためのハードルは特にない。【KDDI】

- 367 • プレフィックス自動付与機能を利用する場合に当社の中継サービス利用が必
368 要等の拘束はなく、中継区間は各社が設備を用意し競争を続けている。プレフ
369 イックス自動付与機能の中継区間の提供においても価格競争が既に行われて
370 おり、公正な競争が働いている。中継設備の構築、法的手続、他事業者との相
371 互接続等必要な事項を行うことで中継事業への参入は可能であり、そのハード
372 ルが高いとは考えていない。【ソフトバンク】
- 373 • MVNOは自ら中継網を構築して参入し、料金その他の条件について比較・交
374 渉可能であることから、公正な競争が働いている。【楽天モバイル】
- 375 • MNO系列会社以外の中継事業者が複数存在し、MNOもどの中継事業者の00
376 XYでも選択可能としているため、公正な競争環境にある。中継設備の構築、発
377 着事業者との相互接続等が必要だが、発着事業者との諸手続を踏むこと等で
378 中継事業に参入可能。【NTTコミュニケーションズ】
- 379 • 値下げ交渉が成立せず、競争が働いているとは言えないが、今後の状況を踏
380 まえ評価したい。中継事業には参入するメリットを見いだせず、リスクもかなりあ
381 る。【TOKAI】
- 382 • 着信側区間のコストはMNOが実質的に決めており、MNOが中継事業者に対す
383 る提供価格を下げることは経済合理性の観点から、MVNOが中継事業者である
384 場合には競合の関係からコンフリクトが生じる。料金高止まりのインセンティブが
385 あるMNO系列会社が中継事業市場の大半を占めているため、公正な競争が働
386 くとは考えられない。MVNOが自ら中継事業を行うためには、中継設備を構築し、
387 発着信事業者との接続を行うこと等が必要となる。【日本通信】
- 388 • 中継事業市場では、MVNOが主導権を持って価格等を比較考慮の上、複数の
389 調達先から選択可能であり、主要なプレイヤーをMNO系列会社が占めているこ
390 とによる競争への影響は見受けられない。しかし、00XY番号変更の際の条件の
391 有無やコスト等の多寡、二種指定事業者とのバンドルによる交渉優位性等によ
392 って競争が歪められる【特定事業者へのロックイン】こともあるため、今後、これら
393 の動きについて注視する必要がある。また、MVNOが中継事業者となるハード
394 ルは一定程度高いものの、MNOとなるハードルと比較すればそこまで高くない。
395 【MVNO委員会】
- 396
- 397 <中継事業に必要なコスト要素、卸料金低下に必要なもの、差別化要素>
- 398 • 中継事業のコストとして、発着事業者への接続料、中継網の設備コスト、営業費
399 等が必要。大幅な需要増があれば低下する可能性がある。料金面以外の差別
400 化要因はない。【KDDI】
- 401 • 中継事業の主なコストとして、発着事業者への接続料や中継網の設備コストが
402 必要。需要の増加やPSTNマイグレーションに伴うIP化の進展による接続料の低

- 403 下があれば卸料金の低下も予想される。MNO折衝のサポートや障害発生時の
404 受付体制等で差別化を図る。【ソフトバンク】
- 405 • 中継事業のコストとして、中継網の設備コスト等が必要。設備コスト見合いのため、現時点での卸料金低下の判断は困難。【楽天モバイル】
 - 406
 - 407 • 中継事業のコストとして、発着事業者への接続料、中継網の設備コスト、料金請求システム、保守運用コスト等が必要。今後需要増による設備コスト等の単価の
408 低下や卸料金の低下の可能性はある。設備冗長化での信頼性やオペレーション品質等で差別化を図る。【NTTコミュニケーションズ】
 - 409
 - 410
 - 411
- 412 <IMS接続の実現可能性・プレフィックス自動付与機能との併存可否>
- 413 • IMS接続に関する詳細検討を実施していないが、MNOにMVNOとの接続に係る
414 開発等のコストが、MVNOにIMS設備群の構築、緊急通報呼や他事業者との相互接続、HLR/HSSの構築、IMSIの取得等のコストがかかると考えられる。プレフィックス自動付与機能との併存は技術的観点からは可能だが、IMS接続をした
415 MVNOにはプレフィックス自動付与機能は不要と考えられる。【NTTドコモ】
 - 416
 - 417
 - 418 • 本研究会第28回会合でMVNO委員会からIMS接続は特に中小規模のMVNO
419 には現実的に困難である旨の意見があり、技術的・制度的課題もあることから、IMS接続の実現にはこれらの解決が必要。IMS接続に要するコスト、プレフィックス自動付与機能との併存等は現時点で判断不能。【KDDI】
 - 420
 - 421
 - 422 • 標準外の接続方式の検討、他事業者との接続、緊急通報呼の対応、MVNOによる電気通信番号の運用可能とする制度整備等の課題解決に相応の時間を
423 要するため、すぐに実現することは困難。現時点の概算では、実現にあたり、MNO側、MVNO側で負担が必要と想定。プレフィックス自動付与機能との併存は、一のMVNO内でも異なるMVNOでも可能。【ソフトバンク】
 - 424
 - 425
 - 426
 - 427 • IMS接続の最大の課題はMVNOへの電気通信番号が付与されないことである。
428 プレフィックス自動付与機能との併存は、技術的には可能だが、IMS接続したMVNOがプレフィックス自動付与機能を行う意義はない。ただし、どちらの接続
429 を選択するかは各MVNOの判断。【日本通信】
 - 430
 - 431 • 技術面では3G網への対応、VoLTEに係る非標準機能の開発、QoSの確保、端末におけるMVNOのIMS利用、制度面では電気通信番号の管理、全国の緊急
432 通報機関への接続など多くの課題があり、実現可能性は相当程度厳しい。経済面では現時点で確度の高い試算は困難だが、データ通信のフルMVNO化、IMS構築、MNOの網改造料、海外ローミング等を踏まえれば100億円規模のコストが生じる可能性も否定できない。プレフィックス自動付与機能との併存は、一のMVNOでのメリットはないが、IMS接続までの経過措置としてプレフィックス自動付与機能を利用することは考えられる。また、仮にIMS接続が実現した場
433
434
435
436
437
438

439 合でも、中小MVNOには選択肢になり得ないことから、引き続きプレフィックス自
440 動付与機能の提供は必要。【MVNO委員会】

441

442 <IMS接続の技術面、制度面、経済負担面の課題>

443 • 技術面では電気通信番号の取得の必要があるが、ENUM方式での網間接続に
444 おける課題は存在しない。緊急通報機関への接続については通報発信者の位
445 置情報等通知機能の実装が求められるが、GPS測位方式での実装が可能であ
446 るため技術面での対応は可能。MNPについては電話番号管理機能の実装や事
447 業者間連携等を行う必要があるが、当社は技術面・経済負担面において対応
448 可能。経済負担面では、モバイル通信市場規模が7兆円超であり、IoTの発展
449 等によって更なる成長の余地が見込まれていることから、MVNOが音声接続実
450 現のために一定の投資を行う判断は可能。【日本通信】

451

452 <卸料金に関する標準プラン等の公表について>

453 • プレフィックス自動付与機能及び音声卸サービスの料金・提供条件について、
454 卸契約を締結しているMVNOに対して提供開始前に、新たに接続又は卸役務
455 を要望するMVNOに対して秘密保持契約締結の上で、情報提供を行っており、
456 適切かつ円滑な卸交渉を行うことができる。【NTTドコモ】

457 • 卸料金水準はMNO間で競争しており、公表は馴染まない。MVNOに対しては
458 協議申入れ段階で個別に開示しており、適切かつ円滑な卸交渉が行えないと
459 いった可能性はない。【KDDI】

460 • 新規接続希望のMVNOに秘密保持契約を締結の上で卸料金を含む標準的な
461 卸サービス仕様を提示しており、MVNOにおいて接続と卸の比較検討は可能。
462 【ソフトバンク】

463 • 適正な情報開示による透明性の確保が公正な競争環境を実現するには必須
464 であるため、情報の提供は一過性のものではなく、ガイドラインの規定等による
465 情報の開示が求められる。【日本通信】

466 • MVNOがMNOと秘密保持契約を締結することで迅速かつ適切に開示を受けら
467 れるとすれば接続と卸の比較検討が可能であり、適切かつ円滑な卸交渉は可
468 能。ただし、比較検討はできても接続料と卸料金の差異が妥当なのか判断でき
469 ないため、卸料金の標準プランが公表されていればその判断も可能となり、より
470 踏み込んだ交渉が可能であるとともに、MVNOの予見可能性や政策の評価・決
471 定プロセスへの影響等を考えると、卸料金に関する標準プラン等は公表される
472 ことが望ましい。【MVNO委員会】

473

474 <卸交渉に当たり、公表又は開示が望ましい情報>

- 475 • 標準的なプランや卸料金及び附帯的な条件等重要な情報について、接続約
476 款と同様に、MNO各社から開示されることが望ましい。【日本通信】
477 • MVNOの予見性の確保や卸交渉の観点から、プレフィックス自動付与機能に係
478 る接続料の変動の見通しに関する情報の公表又は開示が望まれ、当該接続料
479 を将来原価方式の対象とすることも視野に入れて欲しい。また、SIM交換等プレ
480 フィックス自動付与機能の利用に係る重要事項が接続約款への記載を含め公
481 表されていないことは問題であり、接続約款の届出に併せた公表の義務付けが
482 必要。【MVNO委員会】
483

484

484 構成員の意見

485

- 486 • プレフィックスを用いた接続について、料金なり利用形態において、サービスの
487 自由度や低価格により、卸料金を引き下げようようなレベルでの代替性があるの
488 かについては多少疑問がある。音声卸の代替的なサービスと本当に言えるかど
489 うか、接続に代わるものとして機能するかどうかに関しては検証する必要がある。
490 • 今回のプレフィックス自動付与というのが接続として一番望ましい形態というわ
491 けではないけれども、今の音声卸役務とコンパラブルであるかどうか、音声卸役
492 務の価格を下げる要因として考え得るかとしたとき、日本通信からの意見にある
493 ように、音声卸役務に関して通話品質が劣る可能性が否定できないこと、SIM
494 交換を必要とすること、それから海外ローミングによる海外発信の音声通信役
495 務を提供することができないことというあたりが本当なのかどうかをちゃんと確認
496 する必要がある。
497 • プレフィックスによる接続では、中継事業者を相変わらず介さないといけないと
498 いうことから、中継事業者に対する支払いというのがブラックボックスになりかね
499 ないのではないかという懸念がある。この点はMNO側からすると、多くは中継
500 事業者が関連会社であったりすることから全く無関係ではないにしろ、直接的
501 に値段をいじったりということができないわけではないという意味ではアンコントロ
502 ーラブルなコストになりかねないため、全体として水準の妥当性を検証する上で
503 障害にならないかどうか、検討する必要がある。また、ここの透明化というのは今
504 後とも課題として残ってくるので、もう少し改善の余地、検討の余地がある。
505 • プレフィックス自動付与機能に加えて、卸先事業者が0091-N1N2を取り、自
506 分のところに接続するところまでやれば本当に同じと言えるのか、それとも、IMS
507 接続含め、何らかそれ以外に、もう少し高度な接続をしないとイケないのか、丁
508 寧に検討する必要がある。
509 • プレフィックス自動付与機能というのは、ある意味では非常にうまく簡単に、安上
510 がりに音声卸と似たような機能を提供できるという意味でいいと思う。他方、筋か

511 らいと、IMSによる接続も検討する必要があるが、コストが割高になる場合、プレ
512 フィックス自動付与との両立ができるのかどうか。

513 • 音声卸料で言えば、10年間何もしなかったら、料金を下げるインセンティブは
514 全くなかったというのが現状。仮にプレフィックスが今の料金水準で使いやすい
515 ものであったとしても、より大事なことは長期的に料金が下がる、同等性が確保
516 できるという状況を競争政策として担保できるかということ。音声卸料金をプレフ
517 イックスがあるからといって何もしないで放っておいてよいということではなくて、
518 両方ともに下がるような仕組みというのも併せて考えていく必要がある。

519 • プレフィックスによる接続が卸と本当に代替性が確保できるか、あるいはプレフ
520 イックスによってMVNOがMNOに対して競争上の同等性、イコールフットイン
521 グを確保できるかということ、まだ判断できない。プレフィックスが下がっていく状
522 況があつて、さらに卸も並行して代替材として下がっていくという状況を期待す
523 るが、すぐには判断できないため、半年程度見守りながら、代替的なものが機能
524 して、卸の交渉もスムーズに進むようになっていくか見守ることが必要。

525 • 守秘義務等があつて十分な情報もない中でMVNOがMNOと交渉することの難
526 しさがある。事業者間で合意ができたなら、もっといろいろな形で情報交換ができ
527 ることを認めるとか、標準プランといった交渉のベースになるような情報が開示さ
528 れるということが望ましい。

529

530 (3) 考え方

531 追加的な確認事項として、5つの観点(①プレフィックス自動付与機能を利用する際
532 の制約的な提供条件、②プレフィックス自動付与機能の実装が卸交渉に与える影響、
533 ③中継事業、④IMS基盤を利用する接続(IMS接続)、⑤MVNOへの情報開示)から確
534 認を行った結果の概要については、以下のとおり。

535 ①プレフィックス自動付与機能を利用する際の制約的な提供条件

536 • プレフィックス自動付与機能を利用する際の制約的な提供条件として、KDDIと
537 ソフトバンクが専用SIMへのSIM交換を必要とすることが判明。

538 • KDDIとソフトバンクともに、4G通話に関してはSIM交換無しでの利用を可能とす
539 る改修を行うものの、3G通話に関しては通話そのものが非常に少ないこと、数
540 年以内に停波すること等の理由で改修しない方針。MNOからMVNOには説明
541 が行われているものの、4G通話の改修が予定通り行われるか、3G通話につい
542 てMVNOの理解が得られるかを確認するため、一定期間(例えば、半年)注視
543 する必要がある。

544 • 「海外ローミングによる海外発信の音声通話役務」は、指定設備を用いて提供
545 される役務ではなく、代替性評価で考慮すべき事項ではない。

546

547

②プレフィックス自動付与機能の実装が卸交渉に与える影響

548

• プレフィックス自動付与機能実装後の卸交渉については、一定程度行われているものの、接続と卸の差異に関する説明状況が区々であること、現段階ではSIM交換を要すること、交渉がまだ始まっていないMVNOや協議中のMVNOも存在することから、一定期間(例えば、半年)注視する必要がある。

549

550

551

552

• プレフィックス自動付与機能の通話品質は、中継事業者等他事業者の接続条件によるものであり、直接代替性評価に影響は無い。

553

554

555

③中継事業

556

• 中継事業市場については、一部のMVNOから経済合理性等の観点から公正な競争が働く構造では無いとの意見があったが、MNOやその他のMVNOからMNO系列会社の中継事業者が主要なプレイヤーであるものの、それ以外の中継事業者も複数存在し、MVNOが主導権を持って選択可能であることから、現時点では競争環境が歪められているとは言えない。

557

558

559

560

561

• 00XY番号変更の際の条件・コストや中継事業者と二種指定事業者のバンドルによる二種指定事業者の交渉優位性が中継事業市場に入り込むこと等による競争の歪みが懸念されることから、引き続き注視する必要がある。

562

563

564

565

④IMS基盤を利用する接続(IMS接続)

566

• IMS接続の実現は、非標準機能の開発、緊急通報呼の対応、他事業者との相互接続、MVNOへの電気通信番号付与等の課題があり、経済面でもIMS構築コスト、MNOの網改造料等の負担が想定されることから、現時点では相当程度厳しい。

567

568

569

570

• 一部のMVNOから電気通信番号付与の課題はあるものの、網間接続、緊急通報呼の対応、MNP対応について技術面・経済負担面での対応可能との意見があり、プレフィックス自動付与機能との併存は技術的には可能であることから、MNOはMVNOの求めに応じて真摯に協議に応ずることが必要である。

571

572

573

574

575

⑤MVNOへの情報開示

576

• MVNOの予見可能性の確保、より踏み込んだ卸交渉を可能とすること等の観点から、卸標準プランの料金等について、一過性ではない形でのMNOの情報開示が必須であるため、卸料金や附帯的な条件等重要な情報の開示について、制度的な対応を検討することが望ましい。

577

578

579

580

581

この確認結果を受け、a項目からc項目までの検証結果は次のとおりとなった。

582

583 a項目について

584 • SIM交換を必要とするプレフィックス自動付与機能は設備の利用条件の同等性
585 が確保されているとは言えないものの、KDDI及びソフトバンクはSIM交換を不要
586 とする設備改修の意思を示していることから、実際にSIM交換が不要となるか否
587 かを判断するための期間及びSIM交換以外の制約的条件が含まれる可能性を
588 判断するための期間として半年程度設けることが適当。

589 • 中継事業市場については、現時点で競争環境が歪められているとは言えない
590 もの、競争の歪みが懸念されることから、引き続き注視することが適当

591 • IMS接続の実現には、制度面、技術面及び経済面に課題があるが、課題解決
592 を見据え、MNOはMVNOの求めに応じて真摯に協議に応ずることが適当

593

594 b項目について

595 • 緊急通報等の卸提供を含め、実質的に同様の役務を提供可能。なお、「海外
596 ローミングによる海外発信の音声通話役務」は指定設備卸役務の対象外。

597

598 c項目について

599 • プレフィックス自動付与機能実装後の卸交渉は一定程度行われているものの、
600 交渉がまだ始まっていないMVNOや協議中のMVNOも存在することから、現時
601 点でプレフィックス自動付与機能が卸交渉の適正化に寄与しているか判断する
602 ことは時期尚早であり、半年程度の判断期間を設けることが適当。

603

604 上記の結果を踏まえ、総務省からMNO3社に向け、代替性評価を保留とする旨の
605 通知が本年6月8日付で発出された。同年12月までの接続機能の存在や交渉状況等
606 を踏まえ、改めて卸契約交渉の適正化への寄与について判断することとされているこ
607 とから、総務省において、各社の取組の進捗を踏まえ、再度検証を行うとともに、必要
608 に応じて代替性検証の在り方に関する検討を行うことが適当である。

609

610 また、卸役務の一層の適正化に向けて、MVNOの予見可能性の確保、より踏み込
611 んだ卸交渉を可能とする等の観点から、卸料金等のMVNOへの積極的な情報開示を
612 始め、MVNOとの卸交渉への何らかの動機付け等卸交渉を活性化・適正化する方策
613 等について、一過性の形で終わらせることなく、総務省において、制度的な対応を含
614 めて検討することが適当である。

615

616 第2章 フレキシブルファイバに求められる対応

617 **本日の資料 45 - 1 による議論を踏まえ反映。**

618

619 (1) 検討の経緯

620 …

621

622 (2) 主な意見

623 …

624

625 (3) 考え方

626 …

627

628

629 第3章 5G(SA方式)時代におけるネットワーク機能開放

630 **本日の資料 45 - 3 による議論を踏まえ反映。**

631

632 (1) 検討の経緯

633 …

634

635 (2) 主な意見

636 …

637

638 (3) 考え方

639 …

640

641

642 第4章 携帯電話料金と接続料等の関係

643 (1) 検討の経緯

644 2020年10月以降、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクのMNO3社は新たな大容量
 645 の料金プラン(以下「新料金プラン」という。)を相次いで発表した。これについては、家
 646 計負担の軽減につながるものであり、消費者を含めモバイル市場全体の活性化につ
 647 ながるものである。他方で、この「新料金プラン」の利用者料金水準は、多くのMVNO
 648 が提供するサービスの料金プランと接近するものであり、MVNOに対し深刻な影響を
 649 与える可能性があることから、同年12月21日に開催された「競争ルールの検証に関す
 650 るWG」第12回会合において、MNOの「新料金プラン」について、MVNOとの競争の関
 651 係上、特にMVNOに提示されているMNOのデータ接続料で、MNO3社の「新料金プラ
 652 ン」に対抗できる水準の料金を提示できるかどうか等の問題提起がなされた。
 653

	NTTドコモ	KDDI		ソフトバンク	
	ahamo	UQ mobile くりこしプランL	povo on au	Y!mobile シンプルL	Softbank on LINE (仮称)
開始時期 (2021年)	3月	2月1日	3月	2月	3月
月間通信容量	20GB	25GB	20GB	20GB	20GB※1
容量超過後の 通信速度	1Mbps	1Mbps	1Mbps	1Mbps	1Mbps
月額利用料	2,980円	3,480円	2,480円	3,780円	2,980円
音声	—※2 (1回5分以内 国内通話 かけ放題込み)	700円※3 (1回10分以内 国内通話 かけ放題オプショ ン)	500円※4 (1回5分以内 国内通話 かけ放題オプショ ン)	700円※5 (1回10分以内 国内通話 かけ放題オプショ ン)	—※2 (1回5分以内 国内通話 かけ放題込み)
受付チャンネル	Webのみ	店頭及びWeb	Webのみ	店頭及びWeb	Webのみ
キャリアメール	利用不可	200円/月のオプションで 利用可能	利用不可	利用可能	利用不可
月額料金 (合計)	2,980円 (税込3,278円)	4,180円 (税込4,598円)	2,980円 (税込3,278円)	4,480円 (税込4,928円)	2,980円 (税込3,278円)

※1 Lは通信容量の消費なく利用可能。 ※2 1,000円/月で、国内通話かけ放題となるオプションも提供。
 ※3 500円/月で、国内通話60分/月が無料となるオプション、1,700円/月で、国内通話かけ放題となるオプションも提供。
 ※4 1,500円/月で、国内通話かけ放題となるオプション、300円/日で、データ使い放題となるオプションも提供。
 ※5 1,700円/月で、国内通話かけ放題となるオプションも提供。
 (特記記載のない限り、価格は税抜。) 出典:各社HP

654

655

(出所) 接続料の算定等に関する研究会(第40回)資料40-2(令和3年2月24日)を基に作成

656

【図3-1 MNO3社の新料金プラン】

657

658

また、先月18日に(一社)テレコムサービス協会MVNO委員会から、イコールフッティ
 659 ングの確保のための緊急措置の実施要望に関する「要望書」が提出された。

660

661 <要望書の概要>

- 662 • MNOの発表した廉価プランの料金は、現行のMNOからの接続料や卸料金で
663 は、MVNOが実現することは極めて困難なプランであり、接続料等がMNOと
664 MVNOのイコールフットイングの観点から適正ではないとの強い疑義を生じさせ
665 るもの。
- 666 • このような状況を放置すれば、これまで総務省が推進してきたMVNO振興を含
667 む競争政策を後退させることとなり、移動通信市場がMNOグループによる協調
668 的寡占状態に回帰するため、MNOとMVNOのイコールフットイングを確保する
669 ための緊急措置を実施すべき。

670 要望1 データ接続料

- 671 ① データ接続料について、昨今の環境変化を予測値の算定に適切に反映し、
672 MVNOにおいても、MNOと同等のデータ通信品質であってMNO各社の発表し
673 た「廉価プラン」に対し競争力ある利用者料金の設定が可能となるよう、「アクシ
674 ョン・プラン」の求める適正性の向上を、3年間で5割減との目標を前倒して、ま
675 た更なる低減を目指して速やかに進めること
- 676 ② 上記①の取り組みには依然として相応の時間を要すると想定される場合は、緊
677 急の措置として、可及的速やかにデータ接続料の引下げをMNO各社に求め実
678 施させること

679 要望2 音声卸料金

- 680 ○ MNOとMVNOの事業者間協議が遅滞なく整い、速やかにMVNOのサービスに
681 実装・反映されるよう、協議状況やMNOの対応状況等を確認のうえ、MNO各社
682 に対し、適時に必要な取り組みを促すこと

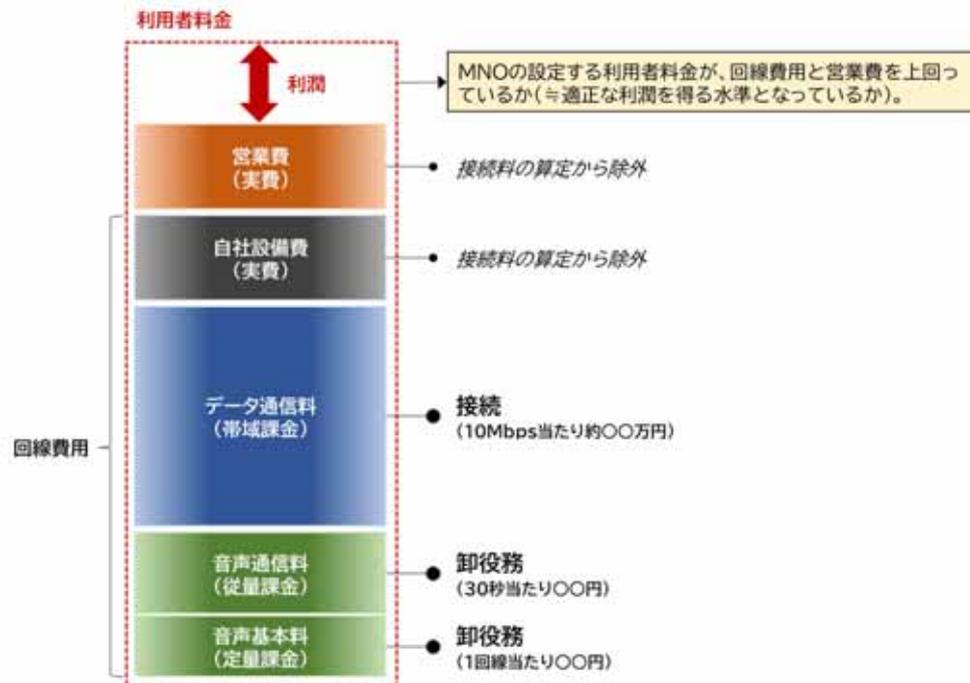
683 要望3 イコールフットイングを担保するルールの在り方

- 684 ① 固定通信分野での取り組みも参考にしながら、これまでの各種研究会等での議
685 論の積み残しの課題も取り入れつつ、将来に亘ってイコールフットイングを担
686 保するための必要なルールの在り方について、速やかに検討に着手すること
- 687 ② 移動通信市場に大きな影響を与えうるMNO各社の「廉価プラン」について、接
688 続料及び卸料金と利用者料金との関係の検証(いわゆるスタックテスト)を実施
- 689 ③ 接続料算定ルールの更なる精緻化(例えば、需要や設備余裕の考え方の整理、
690 会計規則における費用項目等の定義の精緻化)や、設備部門と利用部門の会
691 計の分離 等

692

693 それらを踏まえ、「携帯電話料金と接続料等の関係について」の検討を開始した。
694 MNO3社の「新料金プラン」の料金水準が、データ接続料等の回線費用に営業費を
695 加えた額を上回っているのか、つまり、MVNOが適正な利潤を得る水準となっているか
696 について、MNO3社各社による試算の結果及びMVNO2社(IJ、オプテージ)の原価

697 構造等に基づき、MVNOが同等の条件により同等のサービスを提供できるかどうかの
 698 検証を行った。
 699



700
 701 (出所)接続料の算定等に関する研究会(第40回)資料40-2(令和3年2月24日)を基に作成
 702 【図3-2 携帯料金のコスト構造について(イメージ)】
 703

704 (2) 主な意見

705 事業者からの意見

706

707 < 検証の考え方とその結果について >

- 708 • 事務局提示のコスト構造に基づいて、営業費は「スタックテストにおける営業費
 709 相当額(20%)」、自社設備費は「ISP/請求コスト」、データ通信料は「21年度デ
 710 ータ接続料のGB単価×想定データ量」、音声通信料は「卸通話料単価×想定
 711 通話時間」、音声基本料は「基本料単価」として、検証を実施。MVNOにおいて
 712 も、現に実施しているサービス形態において、同等の料金水準は実現可能と想
 713 定。現に、複数のMVNOが、ahamoと同等の料金水準でのサービス提供を実
 714 施・発表している。【NTTドコモ】
- 715 • 今後提供を予定する音声接続、見直し後の音声卸料金・データ接続料を利用
 716 いただくことで、MVNOにおいては、さらに低廉なコストでのサービス提供が可
 717 能になる。【NTTドコモ】

- 718 • 検証の判定基準となる営業費の基準値は、モバイル市場や各社の実態を踏ま
719 えて設定すべき。【KDDI】
- 720 • 当社の検証では、現時点でもMVNOはMNOと同等レベルのサービスを提供可
721 能であり、本年2月に届出予定の当社予測接続料や音声卸料金の見直しにより、
722 更に競争が可能な水準・環境になる。【ソフトバンク】
- 723
- 724 <今後の検証・イコールフットイングを担保するルールの在り方について>
- 725 • 健全な市場競争を通じて、利用者利便の一層の向上に努めていく考えであり、
726 まずは、今後予定する接続料等改定や競争状況を注視していただきたい。
727 【NTTドコモ】
- 728 • 当社の新料金プランにおける接続料等と利用者料金の関係の検証について真
729 摯に対応していく所存。モバイル市場の一層の活性化に向けて、今後もMNOと
730 MVNO間における競争環境の整備は重要であるが、イコールフットイングの担
731 保の在り方については、追加的なルールの必要性の是非を含め、過度な規制
732 とならないよう検討が必要。【KDDI】
- 733 • 今回のMNO自らの検証の結果問題無いことが確認され、且つ今後もデータ接
734 続料の低廉化が見込まれ、予見性も確保されている状況から、定期的・継続的
735 な検証の必要性は無い。【ソフトバンク】
- 736 • 別の有識者会合で、楽天モバイルが発表された1GBまでの利用が無料となる
737 プランについて、「これを価格圧搾とみなすのか問われている」と有識者から問
738 題提起があったと認識しており、廉価プラン等のコスト・利潤と料金の関係性
739 については二種指定事業者に限定することなく、調査すべき。【ソフトバンク】
- 740 • モバイル事業の戦略に変わりはなく、弊社を始めとするMVNOが従来と同様に
741 移動通信市場の活性化に貢献するためには、MNOとのイコールフットイング
742 が不可欠であり、1月18日に提出したMVNO委員会の要望書に賛同。【IIJ】
- 743 • MVNOのサービス原価において、データ接続料と音声卸料金が大宗を占める
744 ことから、MNOとMVNOのイコールフットイングの観点から、データ接続料や音
745 声卸料金が適正であることが、公正競争上極めて重要であり、将来に亘ってイ
746 コールフットイングが担保されることが望ましい。【オプテージ】
- 747 • モバイルサービスにおけるスタックテストにおいては、MVNOとの同等性検証が
748 目的(固定分野では価格圧搾の有無を検証)であり、実施の際は、「利用者料
749 金の原価に含まれるISP相当費用(自社設備費)の取扱い」や「営業費相当額(固
750 定分野では20%)の取扱い(基準値や妥当性等)」を考慮することが必要。【オプ
751 テージ】
- 752
- 753 <接続料の課金方式について>

- 754 • 現状の帯域幅課金には、MVNOが多面的に事業を展開する(トラフィックの統計多重を目指す)ことでより原価を効率的にできるメリットはある反面、特定の事業への回線の偏りが見られたり、価格競争の過熱により利用者の通信品質に影響が生じるデメリットもある。他方、転送量課金には、特定用途・マーケットに特化した MVNOなど、トラフィックの統計多重が難しいタイプのMVNOの参入を促す効果が期待できる反面、転送量課金は単純な再販に近い形態という面もあり、MVNOの創意工夫の余地が限られるという側面もある。【IIJ】
- 755
- 756
- 757
- 758
- 759
- 760
- 761 • 過去に帯域課金で問題となり、現時点でも解決が図られていない需要の測り方や余剰設備の考え方の整理、接続に依らない事業モデルが検討されている5G時代に向けたイノベーションの促進、事業拡大によるMVNOへのインセンティブ付与など、様々な観点から課金方法に関する検討がされることが望ましい。【IIJ】
- 762
- 763
- 764
- 765 • 帯域幅課金は、MVNO側での品質や料金の設定が比較的容易であり、サービス設計の柔軟性が高く、速度別料金や時間帯別料金など、独自サービス創出等が期待できるが、帯域の設定によっては時間帯や利用状況で通信品質が大きく変化する。他方で転送量課金は、時間帯や利用状況によらず、一定の通信品質を確保しやすいが、MNOの料金単価に依存するため、画一的な料金になりやすく、MVNOによるサービスの差別化が難しく、更にMVNOにおいて接続料の支払い総額の想定が難しい可能性がある。【オプテージ】
- 766
- 767
- 768
- 769
- 770
- 771
- 772 • 競争環境や利用者ニーズに合わせた在り方の検討が望まれるものの、MVNOによるサービス多様化やモバイル市場の活性化などの面から、まずは帯域幅課金方式をベースとすることが穏当。【オプテージ】
- 773
- 774
- 775

776 構成員からの意見

777

- 778 • MNO3社の方の試算された検証を行ったところ、直ちに現行の新料金が原価割れになっているということは必ずしも言えなくて、いろんな条件に依存するということが分かったが、やはり接続料との関係がもう少し明らかになる必要がある。
- 779
- 780
- 781 • MVNOの原価構造におきましても、データ接続料の大きさが、やはり大きいので、現行より2割とか3割とか、あるいは50%とか、そういうふうには下がらないと、競争的なサービスができないという話が多かったことを踏まえ、予測の接続料の精緻化により、予見可能性を高めていくこと、今後ともこういう議論が必要。
- 782
- 783
- 784
- 785 • 携帯電話料金と接続料の関係については、今回、大容量のプランが議論されたが、中容量についても市場全体を眺めて、今後の検証方法も検討していく必要がある。
- 786
- 787
- 788 • MVNOが確保できている一定の速度というのが、なかなか十分な値とは思えないような値になっており、特に昼間、スピードが出ないということで、どういうこと
- 789

790 が起きているのか。恐らくは、やはりPOIのところをつかえているんだとは思いますが、
791 そういうところを少しMNOの協力もいただいて、しっかり確認していくということが
792 が必要ではないか。

793 • 今のように帯域に従って接続料を定めるという考え方は、ある程度皆さん御希
794 望でもあるし、合理的な考え方だと思っているが、トラフィックは統計的に変動する
795 ので、これは本質的に大規模な事業者のほうが、品質的には有利になると考え
796 られる。これに対して、転送量課金は、規模に関わらず同程度の品質は得られ
797 るが、小規模事業者の場合には、コスト的には本来割高なのに、少しアンフェア
798 な気もする。当面、帯域で問題ないが、将来的には電気料金のように、規模に
799 よって基本料金が違って、例えば何アンペアなら幾ら、その上に従量制がある
800 というのが、もしかするとコスト的に一番フェアで正しいのかもしれないという気も
801 するので、今後の検討課題として考えていければと思う。

802

803 (3) 考え方

804 MNO3社各社による試算の結果等に基づいて検証を行ったところ、直ちに原価割
805 れの状況だとは言いきれないものの、MVNOがMNO3社の「新料金プラン」に対抗す
806 るサービス提供に鑑みてデータ接続料等の水準が適切なものなのかとの観点からの
807 疑義は残った。

808 また、この検証の際には、MVNO(IJ、オプテージ)からも自らのコスト構造に関する
809 ヒアリングを実施し、その結果、MVNOの原価構造において、データ接続料の占める
810 比重が大きく、MVNOの経営に与える影響が大きいことも明らかになった。

811 このような結果を踏まえ、本研究会から総務省に対し、近時の競争環境の変化を踏
812 まえた将来原価方式における予測値の更なる精緻化を通じて、MVNOの予見可能性
813 を高めるための迅速な対応を求めたところである。これを受け、総務省は、MNO3社に
814 対して、2021年度以降に適用されるデータ接続料の算定について行政指導を行っ
815 た。その結果、「新料金プラン」のトラフィックの増加や設備効率化の取組等により昨年
816 度の届出値よりも更なる低廉化が図られた。

2021年度以降に適用されるデータ接続料の算定について（要請）

今般、貴社が発表した新たな大容量の料金プラン（以下「廉価プラン」という。）については、家計負担の軽減につながるものであり、消費者を含めモバイル市場全体の活性化につながるものである。他方で、この「廉価プラン」の利用者料金水準は、多くのMVNOが提供するサービスの料金プランと接近するものとなっていることから、MVNOを含むモバイル市場の競争環境に重大な影響を与える可能性があり、接続料の適正性を確保することが、これまで以上に重要なものとなる。

データ接続料の算定については、現在、将来の合理的な予測に基づく将来原価方式を採用しているところ、適正性を確保するに当たっては、市場環境の変化を踏まえ、将来の原価や需要等について、より精緻な予測が求められる。

例えば、需要については、「廉価プラン」の導入を契機として、低容量プランの契約者が大容量プランにシフトするなど、全体として、データ利用に係る需要が大幅に増加することも想定される。また、原価についても、既存設備の活用や新たな技術開発等、効率化に向けた取組が進展していると認識している。

貴社におかれては、今年2月末までに届出がなされる予定となっている、2021年度以降に適用される予測接続料の算定に当たり、上記に例示した状況変化も含めた市場環境の見通しを適切に反映し、より一層精緻な予測に基づく算定を改めて行っていただくよう要請する。



※ グラフは、各年度における当初支払額(精算前)の料額を記載。括弧内は対前年度増減率。
 ※ 接続料(2020年度以降)は、将来原価方式に基づく予測値。また4Gと5Gを一体的に算定したものの。

(出所) 接続料の算定等に関する研究会(第43回)資料43-2(令和3年4月13日)を基に作成

【図3-3 令和3年度以降適用されるデータ接続料(昨年度届出との比較)】

823 しかしながら、今回の検証については、MNO3社の「新料金プラン」に絞ったもので
824 あり、今後、5G が本格化し、MNO 間の競争が活発になる中で、MNO とMVNO の間
825 のイコールフットイングの適正性の確保の観点から、携帯電話料金と接続料等の関係
826 については引き続き注視し、更なる検証を行っていくことも考えられる。その場合に
827 は、そのイコールフットイングの適正性の確保を要する特定の範囲・サービスに絞った
828 形での検証や特定の範囲・サービスに絞る形ではなく(今回のような大容量のプランの
829 みならず、低容量、中容量のプランを含めた)MVNO 市場全体を俯瞰した検証を検討
830 する必要がある。その上で、市場画定や営業費の設定の在り方等、モバイル市場の性
831 質を踏まえたスタックテストの実施手法について、指針策定の可能性も含めて検討を
832 行った上で、具体的な進め方について継続的に検討を進めていくことが適当である。
833 この際、接続料が帯域幅課金である一方で小売料金は転送量課金であることを踏ま
834 え、データ接続料の適正な換算方法を検討することが適当である。

835 第5章 接続料算定の適正化

836 **本日の資料 45 - 4 による議論を踏まえ反映。**

837

838 (1) 検討の経緯

839 …

840

841 (2) 主な意見

842 …

843

844 (3) 考え方

845 …